

広島県告示第七百四十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定によって、次のとおり広島県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更を平成二十二年八月二十六日認可した。

平成二十二年九月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変更のあった事項

組合の地区

組合の地区に次の区域を追加する。

県名	区域名
山口県	玖珂郡和木町